

指定出資法人の役員報酬水準の見直し（案）について

- 令和 7 年 9 月 19 日（金）の審議会の審議を踏まえ、令和 7 年度の見直し（案）は次のとおりとする。

R7 再点検（案） <9 月 19 日審議会 資料 2 より抜粋再掲>

本年度についても、引き続き、民間企業の従業員給与の賃上げが進むことが予想され、現在の報酬水準では、法人が必要な人材を確保することが困難となる恐れがあるため、令和 5 年度及び令和 6 年度と同様の考え方で報酬水準の見直しを行う。

<見直しの考え方>

- 報酬水準については、直近 1 年の民間給与の上昇率を基に見直し、令和 8 年度から適用
- ・具体的な額については、令和 6 年度の委員意見を踏まえ、現在の報酬基準の最低額（現在 760 万円（※））に対して見直しを実施し、25 万円刻みで報酬額を決定
- ※令和 5 年度及び令和 6 年度の見直しの際は、現在の報酬基準の最高額（現在 1,110 万円）に対して見直しを実施

<見直し後の報酬水準の算定方法>

- ・直近 1 年の民間給与の上昇率（国税庁：民間給与実態統計調査より） 2.7%
- ・現在の報酬基準の最低額（760 万円）を基準として見直しを実施
- 760 万円×102.7%≒780 万円
- ・780 万円から 0.5 点ごとに 25 万円刻みで報酬額を設定

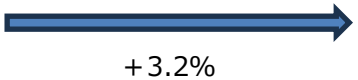
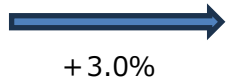
<役員報酬水準>

現行：760 万円～1,110 万円 ⇒ 見直し後：780 万円～1,130 万円

<改定後の役員報酬の「報酬基準」>

点数	報酬額		点数	報酬額	
	見直し前	見直し後		見直し前	見直し後
10～12 点	1,110 万円	1,130 万円	6 点	910 万円	930 万円
9.5 点	1,085 万円	1,105 万円	5.5 点	885 万円	905 万円
9 点	1,060 万円	1,080 万円	5 点	860 万円	880 万円
8.5 点	1,035 万円	1,055 万円	4.5 点	835 万円	855 万円
8 点	1,010 万円	1,030 万円	4 点	810 万円	830 万円
7.5 点	985 万円	1,005 万円	3.5 点	785 万円	805 万円
7 点	960 万円	980 万円	3 点	760 万円	780 万円
6.5 点	935 万円	955 万円			

<正社員給与上昇率>

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
上昇率	 + 3.2%			 + 3.0%		+ 2.7%
備考	令和 6 年度から役員報酬水準を 3%引き上げ済			令和 7 年度から役員報酬水準を 3%引き上げ済		令和 8 年度から役員報酬水準を 2.7%引き上げ予定

※国税庁「民間給与実態統計調査 給与額（正社員）」の給料・手当（企業規模合計）より